

あなたの悩み受け止めます

～こんな不安を抱えていませんか～

市では、市政や個人の生活に関する悩みごとについて、各種相談に応じるとともに、関係機関などへの案内を行っています。相談は無料です。秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

※窓口の開設は原則、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）です。受付日時が異なる窓口もありますので、各欄でご確認ください。



● 各種相談受付／市民相談室（市役所本庁舎2階）

相談はおおむね30分（★は25分）

問 市民相談室 ☎537-5726

相談種類	相談の内容	日 時
市 政	市政に関する要望や意見 担当部署や専門相談への案内など	午前8時30分～午後5時
行 政	国や独立行政法人、特殊法人が行う仕事に関する要望や意見など	第1月曜日 午前10時～正午
法 律★	市が委嘱した弁護士による金銭貸借、相続、離婚などのトラブル解決に向けた相談	第1・3木曜日、第2水曜日 および第4火曜日 午後1時～3時 ※予約制(前日午前中まで)
司法書士★	不動産登記、相続、成年後見などに関する相談、金銭トラブルなど簡易裁判所における訴訟代理(訴額140万円以下)に関する相談	第2・4木曜日 午後1時～4時 ※予約制(相談日の10日前から予約可)
行政書士	遺言書・遺産分割協議書、売買・賃貸借契約書、許認可申請などに関する相談	第1・3金曜日 午後1時～4時
税 務★	税理士による所得税、相続税、贈与税など税に関する相談	第2・4木曜日 午後1時～4時 ※予約制(相談日の10日前から予約可)
宅地建物取引	宅地建物の売買、借家でのめめ事などに関する相談	第2・3・4月曜日 午後1時～4時
マンション管理	マンションの管理に関する相談	第3木曜日 午後1時～3時
交通事故	交通事故に関する相談(加害者・被害者を問いません)	月・火・木曜日 午前9時～午後4時30分
知的障がい者	知的障がいがある人に関する相談	第1・3火曜日 午前10時～午後3時
聴覚障がい者	聴覚障がいがある人に関する相談	第1・3・5金曜日 午前10時～午後3時

● 市民相談室のほか、各窓口もご利用ください

相談種類	相談の内容	担当部署	連絡先	日 時
児童家庭	こどもや子育ての悩みや困りに 関する相談	中央子ども家庭支援センター	537-5688	午前8時30分～午後6時
		東部子ども家庭支援センター	527-2140	午前8時30分～午後5時15分
		西部子ども家庭支援センター	541-1440	
D V	配偶者やパートナーからの暴力に 関する相談	中央子ども家庭支援センター	537-5666	午前8時30分～午後6時
		県女性相談支援センター	544-3900	平日午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午後1時～5時、午後6時～9時
		県消費生活・男女共同参画 プラザ アイネス	【女性総合】 534-8874 【男性総合】 534-8614	午前9時～午後4時30分
母子・父子	母親(父親)本人やこどもの悩みや 困りに関する相談	子育て支援課	537-5721	午前8時30分～午後6時
		ひとり親家庭支援プラザ	576-8882	土曜日 午前9時～午後5時
	母親(父親)本人の就労に向けての 資格取得に関する相談	ひとり親家庭支援プラザ	576-8882	午前9時～午後5時(土日祝も開所) ※第2・4月曜休館 (祝日の場合は、次の平日に振替)

相談種類	相談の内容	担当部署	連絡先	日 時
障がい者	障がい者の暮らしや福祉に関する相談	障害福祉課	537-5785	午前8時30分～午後5時15分
		大分市基幹相談支援センター	【身体】 576-8887 【知的】 576-8888 【精神】 576-8889	平日・土曜日 午前9時～午後5時45分
精神障がい	精神障がいがある人に関する相談	保健予防課	536-2852	午前8時30分～午後5時15分
成年後見	成年後見制度の利用に関する相談	成年後見センター	547-7774	午前8時30分～午後5時15分
高齢者	高齢者の暮らしや福祉に関する相談	長寿福祉課	537-5679	午前8時30分～午後5時15分
消費生活	悪質商法による契約トラブルなど消費生活に関する相談	市民活動・消費生活センター (愛称:ライフパル)	534-6145	火～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後4時 ※月曜休館 (祝日の場合は、次の平日に振替)
困りごと相談	「家計のやりくりに困っている」「仕事探しで困っている」「どこに相談していいのかわからない」などの相談	自立生活支援センター (J:COM ホルトホール大分4階 市社会福祉協議会内)	547-8319	平日・土曜日 午前9時～午後5時30分 ※第2・4月曜休館(祝日の場合は、 次の平日に振替)

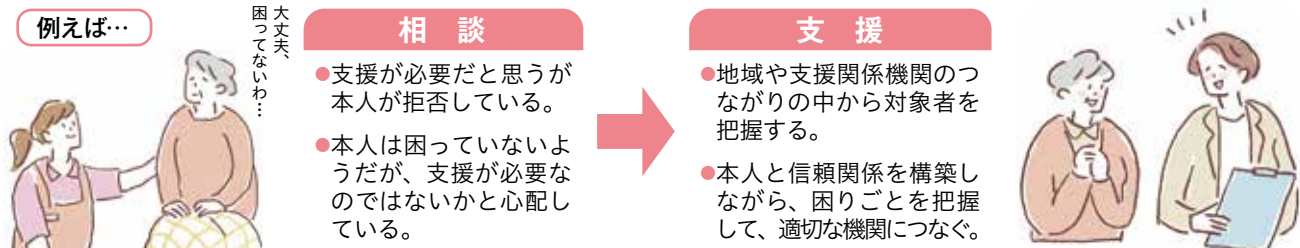
● 生活の困りごとを気軽に相談ください

高齢・障がい・こども・生活困窮といった各分野の相談支援等の取り組みを生かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、行政、地域、支援関係機関などが連携し支援ができる体制として、6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施しています。今回はこの中の2つの事業を紹介します。



アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業 ～困っている人に支援を届けます～

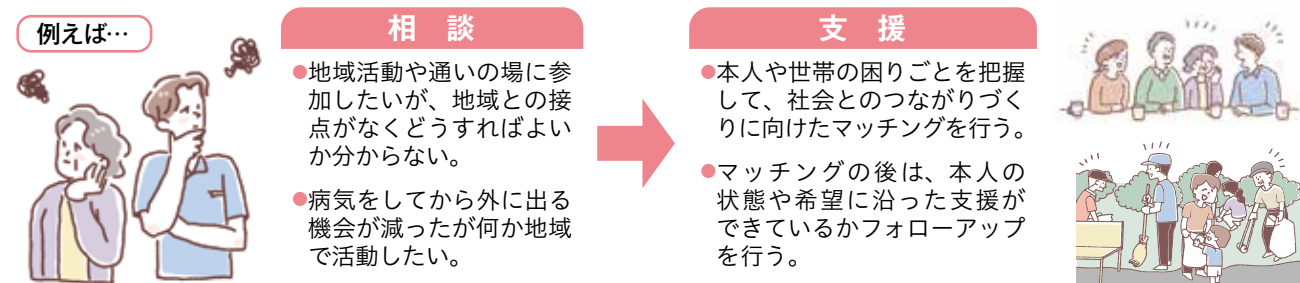
困りごとを抱えながらも必要な支援が届いていない人に訪問等により支援を届ける事業です。



*アウトリーチ… 支援が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求めない、求められない人に支援者側から働きかける取り組み

参加支援事業 ～社会とのつながりづくりを支援します～

本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。



問 市社会福祉協議会 (J:COM ホルトホール大分4階) ☎547-7418